

京都市職員と関わりのある事業者の皆様へ

～京都市職員の倫理保持に御協力ください～

「京都市職員の倫理の保持に関する条例」及び「同条例施行規則」により、京都市職員は**利害関係のある事業者の皆様から以下の行為を受けることが禁止されています。**

京都市職員は今後も襟を正してまいります。事業者の皆様におかれましても、職員の倫理保持に御理解・御協力をお願いいたします。

× 飲食等の接待

禁止行為

- ・ 飲食物の提供のほか、他人をもてなす行為全般（映画・演劇の鑑賞への招待など）

- 次の場合は禁止行為に該当しません。
 - ・ 職員が職務として出席した会議等（監査等の監督的立場で行われる職務に関連するものは除く。）において5,000円以内の飲食物の提供を受ける場合
 - ・ 職員が職務上の必要性に基づいて出席した多数の者が出席するパーティ等において飲食物の提供を受ける場合
 - ・ 職員が自己の飲食費用を全額負担する場合
- ※ 職員が自身の費用を確認するため、会計金額等を確認する場合がありますので、御協力をお願いいたします。

× 金銭、物品又は不動産の贈与

禁止行為

- ・ せん別、祝儀の贈与
- ・ お中元、お歳暮など贈答品の贈与
- ・ 5,000円を超える香典、供花の贈与

- 次の場合は禁止行為に該当しません。
 - ・ 接遇としての茶菓（社会通念上相当と認められる程度に限る。）
 - ・ 5,000円以内の香典、供花
 - ・ 広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品

× 無償でのサービスの提供

禁止行為

- ・ 社用車、タクシー等を使った職員の送迎

- 次の場合は禁止行為に該当しません。
 - ・ 訪問先が交通の不便な場所にある、気象条件から公用車が利用できない、等の状況で、事業所等の社用車（タクシー、ハイヤー等は禁止）などを使用して送迎を受ける場合

× 無償での物品又は不動産の貸付け

禁止行為

- ・ 利害関係者の費用負担で、第三者が貸し付ける場合も禁止

- 次の場合は禁止行為に該当しません。
 - ・ 職務を円滑に遂行するうえで必要であり、かつ、軽微又は問題のない程度で借用する場合（ヘルメット、電話など）
 - ・ 会議のために訪問先の会議室を一時的に使用する場合

× 金銭の貸付け

禁止行為

- ・ 利子の有無や、利率を問わず禁止

- 次の場合は禁止行為に該当しません。
 - ・ 金融機関が一般の顧客として職員に貸付ける場合（特定の職員にのみ、通常より著しく低い金利での貸付けは禁止）

× 未公開株式の譲渡

禁止行為

- ・ 有償、無償を問わず禁止

× 遊戯又はゴルフ、旅行の同席

禁止行為

- ・ 費用負担の有無を問わず禁止

※ 上記の禁止行為は一例です。

事業者の皆様が京都市職員にとって「利害関係者」に該当するかどうかは、裏面を御覧ください。

あなたは京都市職員にとって「利害関係者」に当たりますか？

以下の職務を行う京都市職員にとって、あなたがその職務の相手方となる場合、その職員にとって、あなたは「利害関係者」となります。

- ☑ 立入検査、監査又は監察を行う担当職員
- ☑ 不利益処分や行政指導を行う担当職員
- ☑ 許認可等や補助金等の交付を行う担当職員
- ☑ 契約事務の担当職員

※ このほか、事業の発達、改善及び調整に関する事務を行う担当職員が利害関係者となる場合があります。

※ 職員が異動した場合も、異動後3年間は利害関係者として取り扱われます。

該当

利害関係者に当たります！

表面の禁止行為に要注意！
職員が禁止行為を行った場合は、
懲戒処分の対象となります。

該当しない場合

あなたは利害関係者ではありません。しかし、これらの事務を担当していない京都市職員に対し、繰り返し接待をするなど、「社会通念上相当と認められる程度」を超えて利益供与をした場合、倫理条例違反となり、相手方の職員は懲戒処分の対象となります。

「社会通念上相当と認められる程度」かどうかは、次の事項を総合的に勘案して判断することになります。

- 利益供与を受けることに相当の理由があるか
- 京都市職員だけが利益供与を受けていないか
- 金額が高すぎないか
- 利益供与を繰り返し受けていないか

お問合せ先

「利害関係者に当たるか」、「禁止行為に当たるか」などの判断に迷う場合は、次の問合せ先に御連絡ください。

京都市行財政局コンプライアンス推進室 ☎ 075-222-4069